

## 北海道告示第11462号（別添）

## 1 根室海区漁場計画の変更の内容

根室海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）													
1 漁業権に関する事項													
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項		
改正後	(1)	根海共第1号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)	
	(2)	根海共第2号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)	
	(3)	根海共第3号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ほっけ・こまい・ます・にしん 小型定置網漁業	6月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月21日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ クガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)	
	(3)				第三種共同漁業	かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで						
	(4)	根海共第4号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	標津町	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)	
	(5)	根海共第5号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 えぞばかがい漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	標津町	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)	
	(6)	根海共第6号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・ほたはた刺し網漁業 こまい・かれい・ちか・ます 小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底張網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月21日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	標津町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ クガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、短綱の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身綱の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 綱は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身綱の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)	
(7)	根海共第7号	野付郡別海町及び標津郡標津町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ふのり漁業 あさり漁業 おおのがい漁業 くろがし漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原賢を通る緯線以北の本別海	なし	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)		

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(8)	根海共第8号	野付郡別海町 及び標津郡標津町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おのみぞがい漁業 さらがい漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原貫を通る緯線以北の本別海	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条件）
	(9)	根海共第9号	野付郡別海町 及び標津郡標津町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 1月1日から12月31日まで かれい刺し網漁業 1月1日から12月31日まで さの刺し網漁業 1月1日から12月31日まで しらうお刺し網漁業 1月1日から12月31日まで ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 1月1日から12月31日まで にしん刺し網漁業 1月1日から12月31日まで ほっけ・めばる刺し網漁業 1月1日から12月31日まで こまい・かれい・ちか・ます 12月1日から翌年8月31日まで 小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底建網漁業 10月20日から翌年8月31日まで こまい・ちか・きゅうりうお待網漁業 11月1日から翌年3月31日まで くりがにかご漁業 1月1日から12月31日まで	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原貫を通る緯線以北の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条件）
	(10)	根海共第10号	野付郡別海町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 はたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原貫を通る緯線以南の本別海	なし	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条件）
	(11)	根海共第11号	野付郡別海町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おのみぞがい漁業 さらがい漁業 ほっきがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原貫を通る緯線以南の本別海	なし	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条件）
	(12)	根海共第12号	野付郡別海町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	おひょう刺し網漁業 1月1日から12月31日まで かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 11月1日から翌年8月31日まで かすべ刺し網漁業 1月1日から12月31日まで かれい刺し網漁業 1月1日から12月31日まで ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 1月1日から12月31日まで にしん刺し網漁業 1月1日から12月31日まで かれい・きゅうりうお・ます・にしん 12月1日から翌年8月31日まで 小型定置網漁業 こまい・かれい・きゅうりうお・にしん底 建網漁業 10月20日から翌年8月31日まで くりがにかご漁業 1月1日から12月31日まで こまい・ちか・きゅうりうお待網漁業 11月1日から翌年3月31日まで	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原貫を通る緯線以南の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条件）
	(13)	根海共第13号	野付郡別海町 及び根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あさり漁業 おおのがい漁業 しじみがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍首、琴平町、汐見町、別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原貫を通る緯線以南の本別海	なし	左記のとおり （漁業権番号、 漁業の名称、条件）

根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項	
改正後	(14)	根海共第14号	野付郡別海町及び根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか・わかさぎ・きゅうりうお	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍昔、琴平町、汐見町、別海町興行、走古丹及び国土地理院三角点原質を通る緯線以南の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					第三種共同漁業	かれい・こまい・ちか・にしん・わかさぎ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
	(15)	根海共第15号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍昔、琴平町及び汐見町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						あさり漁業						
						おほのがい漁業						
						いぶ漁業						
						かき漁業						
						ほたてがい漁業						
	(16)	根海共第16号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍昔、琴平町及び汐見町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						おおみぞがい漁業						
						さらがい漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
						なまこ漁業						
	(17)	根海共第17号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍昔、琴平町及び汐見町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						刺し網漁業						
						ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業						
						こまい・かれい・はたはた・にしん・ます小型定置網漁業						
						こまい・かれい・ちか・にしん						
底建網漁業												
第三種共同漁業					くりに漁業	1月1日から12月31日まで						
					こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・ます待網漁業	10月20日から翌年8月31日まで						
					かれい・こまい・ちか・きゅうりうお	1月1日から12月31日まで						
					地びき網漁業	1月1日から12月31日まで						
(18)	根海共第18号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍昔、琴平町及び汐見町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					おほのがい漁業							
					かき漁業							
					いぶ漁業							
					ほたてがい漁業							
					うに漁業							
(19)	根海共第19号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍昔、豊里、温根元、納沙布、瑠瑠瑠、歯舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く）	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					のり漁業							
					ふのり漁業							
					あさり漁業							
					えぞぼかがい漁業							
					おおみぞがい漁業							
					さらがい漁業							
					つぶ漁業							
					ほたてがい漁業							
					ほっきがい漁業							
					うに漁業							
					なまこ漁業							
					ほっかいえび漁業							
ほや漁業												

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(20)	根海共第20号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南、槍普、豊里、温根元、納沙布、瑠瑠瑠、雷舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間ソラケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						ちか・こまい・はたはた刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで					
						こまい・かれい・はたはた・いか	10月20日から翌年8月31日まで					
						ほっけ・こまい・かれい・はたはた・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
						くりがにかご漁業	10月20日から翌年8月31日まで					
	(21)	根海共第21号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、西和田及び長節以西の地区を除く）	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						こまい漁業						
						ちがいの漁業						
						のり漁業						
						ふのり漁業						
						あさり漁業						
(22)	根海共第22号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こまい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、西和田及び長節以西の地区を除く）	なし	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					あさり漁業							
					なまはがいかい漁業							
					いぶき漁業							
					ほっけがいかい漁業							
					なまはがいかい漁業							
(23)	根海共第23号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、西和田及び長節以西の地区を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間ソラケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
					ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで						
					こまい・かれい・はたはた・ます	10月20日から翌年8月31日まで						
					小型底建網漁業	1月1日から12月31日まで						
					ほっけ・こまい・かれい底建網漁業	10月20日から翌年8月31日まで						
	(23)	根海共第23号	根室市地先	別紙のとおり	第三種共同漁業	くりがにかご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（東和田、幌茂尻、西和田及び長節以西の地区を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間ソラケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						こまい・ちか・はたはた待網漁業	1月1日から12月31日まで					
						かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(24)	根海共第24号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から	—	根室市（東和田、幌茂尻、西和田及び長節以西の地区を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和15年8月31日まで				
					こまい・かれい・はたはた・ます 小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで					
				第三種共同漁業	ほっけ・こまい・かれい底建網漁業	10月10日から翌年8月31日まで					
					くりがにかご漁業	1月1日から12月31日まで					
					こまい・ちか・はたはた待網漁業	10月10日から翌年8月31日まで					
					かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(25)	根海共第25号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南、槍昔、豊里、温根元、納沙布、瑤瑤瑠、歯舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く）	なし	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					えぞぼかがい漁業						
					おおなぞがい漁業						
					さらがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					ほっかいえび漁業						
(26)	根海共第26号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から	—	根室市（幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南、槍昔、豊里、温根元、納沙布、瑤瑤瑠、歯舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					ちか・こまい・はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和15年8月31日まで				
					こまい・かれい・はたはた・いか・ます小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・こまい・かれい・はたはた・いか底建網漁業	10月10日から翌年8月31日まで					
					くりがにかご漁業	1月1日から12月31日まで					
				第三種共同漁業	かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(27)	根海共第27号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛	なし	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					えぞぼかがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					ほっかいえび漁業						

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(28)	根海共第28号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・ます 小型定置網漁業 ほつげ・こまい・かれい底建網漁業 くりがにかご漁業 こまい・ちか・はたはた・わかさぎ・ ます待網漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(29)	根海共第29号	根室市及び野付郡別海町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	はたてがい漁業 うに漁業 たご漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く根室市並びに別海町	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(30)	根海共第30号	根室市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	はたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、酪陽、川口、湖南及び槍吉を除く根室市	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(31)	根海共第31号	目梨郡羅臼町、標津郡標津町、野付郡別海町及び根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(32)	根海共第32号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ 刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり  (漁業権番号、漁業の名称、条件)	

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(33)	根海共第33号	目梨郡羅臼町、 標津郡標津町、 野付郡別海町 及び根室市地 先	別紙のとおり	第二種共同漁 業	おひょう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 からい刺し網漁業 まち刺し網漁業 きめ刺し網漁業 ぞい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほつけ・めばる刺し網漁業 めぬけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羅臼町、標津 町、別海町及び 根室市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(34)	根海共第34号	根室市地先	別紙のとおり	第二種共同漁 業	からい刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・ま ち待網漁業 くりにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	根室市幌茂尻、温 根沼、春国岱、東 海、醜陽、川 口、湖南、槍 青、琴平町及び 沙見町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(35)	羅海区第1号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(36)	羅海区第2号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(37)	羅海区第3号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(38)	羅海区第4号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(39)	羅海区第5号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(40)	羅海区第6号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(41)	羅海区第7号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(42)	羅海区第8号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(43)	羅海区第9号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(44)	羅海区第10号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(45)	羅海区第11号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)
	(46)	羅海区第12号	目梨郡羅臼町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁 業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、条 件)



## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(65)	温海区第1号	根室市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	根室市榑茂尻、温根沼、新田谷、東梅、盛場、川口、潮南、楡昔、琴平町及び沙見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(66)	羅さけ・いか定第1号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(67)	羅さけ・いか定第2号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(68)	羅さけ・いか定第3号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(69)	羅さけ・いか定第4号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(70)	羅さけ・いか定第5号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(71)	羅さけ・いか定第6号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(72)	羅さけ・いか定第7号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(73)	羅さけ・いか定第8号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(74)	羅さけ・いか定第9号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(75)	羅さけ・いか定第10号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(76)	羅さけ・いか定第11号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(77)	羅さけ・いか定第12号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月9日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(78)	羅さけ・いか定第13号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(79)	羅さけ・いか定第14号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(80)	羅さけ・いか定第15号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(81)	羅さけ・いか定第16号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(82)	羅さけ・いか定第17号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
	(83) 羅さけ・いか 定第18号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(84) 羅さけ・いか 定第19号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(85) 羅さけ・いか 定第20号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(86) 羅さけ・いか 定第21号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(87) 羅さけ・いか 定第22号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(88) 羅さけ・いか 定第23号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(89) 羅さけ・いか 定第24号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(90) 羅さけ・いか 定第25号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(91) 羅さけ・いか 定第26号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(92) 羅さけ・いか 定第27号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(93) 羅さけ・いか 定第28号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(94) 羅さけ・いか 定第29号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(95) 羅さけ・いか 定第30号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(96) 羅さけ・いか 定第31号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	5月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(97) 羅さけ・いか 定第32号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(98) 標さけ定第1 号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(99) 標さけ定第2 号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月21日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
	(100) 標さけ定第3 号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(101)	標さけ定第4号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(102)	標さけ定第5号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(103)	標さけ定第6号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(104)	標さけ定第7号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(105)	標さけ定第8号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(106)	標さけ定第9号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月21日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(107)	標さけ定第10号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(108)	標さけ定第11号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(109)	標さけ定第12号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(110)	標さけ定第13号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(111)	標さけ定第14号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(112)	標さけ定第15号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(113)	標さけ定第16号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(114)	標さけ定第17号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(115)	標さけ定第18号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(116)	標さけ定第19号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(117)	標さけ定第20号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(118)	標さけ定第21号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(119)	標さけ定第2 2号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(120)	標さけ定第2 3号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(121)	標さけ定第2 4号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(122)	標さけ定第2 5号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(123)	標さけ定第2 6号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(124)	標さけ定第2 7号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(125)	標さけ定第2 8号	標津郡標津町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(126)	別さけ定第1 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(127)	別さけ定第2 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(128)	別さけ定第3 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(129)	別さけ定第4 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(130)	別さけ定第5 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(131)	別さけ定第6 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(132)	別さけ定第7 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(133)	別さけ定第8 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(134)	別さけ定第9 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(135)	別さけ定第1 0号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(136)	別さけ定第1 1号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(137)	別さけ定第1 2号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(138)	別さけ定第1 3号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(139)	別さけ定第1 4号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(140)	別さけ定第1 5号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(141)	別さけ定第1 6号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(142)	別さけ定第1 7号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(143)	別さけ定第1 8号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(144)	別さけ定第1 9号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(145)	別さけ定第2 0号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(146)	別さけ定第2 1号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(147)	別さけ定第2 2号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(148)	別さけ定第2 3号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(149)	別さけ定第2 4号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(150)	別さけ定第2 5号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(151)	別さけ定第2 6号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(152)	別さけ定第2 7号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(153)	別さけ定第2 8号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(154)	別さけ定第2 9号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)



## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(173)	別さけ定第4 8号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(174)	風さけ定第1 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(175)	風さけ定第2 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(176)	風さけ定第3 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(177)	風さけ定第4 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(178)	風さけ定第5 号	野付郡別海町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(179)	温さけ定第1 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(180)	温さけ定第2 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(181)	根さけ定第1 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(182)	根さけ定第2 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(183)	根さけ定第3 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(184)	根さけ定第4 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(185)	根さけ定第5 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(186)	根さけ定第6 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(187)	根さけ定第7 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(188)	根さけ定第8 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(189)	根さけ定第9 号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(190)	根さけ定第1 0号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月2日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	ニ		別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(191)	根さけ定第1 1号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(192)	根さけ定第1 2号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(193)	根さけ定第1 3号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(194)	根さけ定第1 4号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(195)	根さけ定第1 5号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(196)	根さけ定第1 6号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(197)	根さけ定第1 7号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(198)	根さけ定第1 8号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(199)	根さけ定第1 9号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(200)	根さけ定第2 0号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月12日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(201)	根さけ定第2 1号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(202)	根さけ定第2 2号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(203)	根さけ定第2 3号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(204)	根さけ定第2 4号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(205)	根さけ定第2 5号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(206)	根さけ定第2 6号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(207)	根さけ定第2 7号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(208)	根さけ定第2 8号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(209)	根さげ定第2 9号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(210)	根さげ定第3 0号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(211)	根さげ定第3 1号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件) 新規
(212)	根さげ定第3 2号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(213)	根さげ定第3 3号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(214)	根さげ定第3 4号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(215)	根さげ定第3 5号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(216)	根さげ定第3 6号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(217)	根さげ定第3 7号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(218)	根さげ定第3 8号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(219)	根さげ定第3 9号	根室市地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(220)	羅さげ・ます 定第1号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(221)	羅さげ・ます 定第2号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(222)	羅さげ・ます 定第3号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(223)	羅さげ・ます 定第4号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(224)	羅さげ・ます 定第5号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(225)	羅さげ・ます 定第6号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(226)	羅さげ・ます 定第7号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	＝	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)

## 根室海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(227)	羅さけ・ます 定第8号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(228)	羅さけ・ます 定第9号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(229)	羅さけ・ます 定第10号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(230)	羅さけ・ます 定第11号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(231)	羅さけ・ます 定第12号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(232)	羅さけ・ます 定第13号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)
(233)	羅さけ・ます 定第14号	目梨郡羅白町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁 業の名称、条 件)

## 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

根室海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(66)	羅さけ・いか定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(67)	羅さけ・いか定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(68)	羅さけ・いか定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(69)	羅さけ・いか定第4号	(4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。
(70)	羅さけ・いか定第5号	(5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。
(71)	羅さけ・いか定第6号	(6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(72)	羅さけ・いか定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月12日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(73)	羅さけ・いか定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(74)	羅さけ・いか定第9号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(75)	羅さけ・いか定第10号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(76)	羅さけ・いか定第11号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(77)	羅さけ・いか定第12号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(78)	羅さけ・いか定第13号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(79)	羅さけ・いか定第14号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(80)	羅さけ・いか定第15号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(81)	羅さけ・いか定第16号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(82)	羅さけ・いか定第17号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(83)	羅さけ・いか定第18号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(84)	羅さけ・いか定第19号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(85)	羅さけ・いか定第20号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(86)	羅さけ・いか定第21号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(87)	羅さけ・いか定第22号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(88)	羅さけ・いか定第23号	
(89)	羅さけ・いか定第24号	
(90)	羅さけ・いか定第25号	
(91)	羅さけ・いか定第26号	
(92)	羅さけ・いか定第27号	
(93)	羅さけ・いか定第28号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(94)	羅さけ・いか定第29号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(95)	羅さけ・いか定第30号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(96)	羅さけ・いか定第31号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(97)	羅さけ・いか定第32号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(98)	標さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(99)	標さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月21日から4月30日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(100)	標さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(101)	標さけ定第4号	
(102)	標さけ定第5号	
(103)	標さけ定第6号	
(104)	標さけ定第7号	
(105)	標さけ定第8号	
(106)	標さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月21日から4月30日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(107)	標さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(108)	標さけ定第11号	
(109)	標さけ定第12号	
(110)	標さけ定第13号	
(111)	標さけ定第14号	
(112)	標さけ定第15号	
(113)	標さけ定第16号	
(114)	標さけ定第17号	
(115)	標さけ定第18号	
(116)	標さけ定第19号	
(117)	標さけ定第20号	
(118)	標さけ定第21号	
(119)	標さけ定第22号	
(120)	標さけ定第23号	
(121)	標さけ定第24号	
(122)	標さけ定第25号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(123)	標さけ定第26号	
(124)	標さけ定第27号	
(125)	標さけ定第28号	
(126)	別さけ定第1号	
(127)	別さけ定第2号	
(128)	別さけ定第3号	
(129)	別さけ定第4号	
(130)	別さけ定第5号	
(131)	別さけ定第6号	
(132)	別さけ定第7号	
(133)	別さけ定第8号	
(134)	別さけ定第9号	
(135)	別さけ定第10号	
(136)	別さけ定第11号	
(137)	別さけ定第12号	
(138)	別さけ定第13号	
(139)	別さけ定第14号	
(140)	別さけ定第15号	
(141)	別さけ定第16号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(142)	別さけ定第17号	
(143)	別さけ定第18号	
(144)	別さけ定第19号	
(145)	別さけ定第20号	
(146)	別さけ定第21号	
(147)	別さけ定第22号	
(148)	別さけ定第23号	
(149)	別さけ定第24号	
(150)	別さけ定第25号	
(151)	別さけ定第26号	
(152)	別さけ定第27号	
(153)	別さけ定第28号	
(154)	別さけ定第29号	
(154)	別さけ定第29号	
(146)	別さけ定第21号	
(147)	別さけ定第22号	
(148)	別さけ定第23号	
(149)	別さけ定第24号	
(150)	別さけ定第25号	
(151)	別さけ定第26号	
(152)	別さけ定第27号	
(153)	別さけ定第28号	
(154)	別さけ定第29号	

区分	漁場番号	条件
(155)	別さけ定第30号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(156)	別さけ定第31号	
(157)	別さけ定第32号	
(158)	別さけ定第33号	
(159)	別さけ定第34号	
(160)	別さけ定第35号	
(161)	別さけ定第36号	
(162)	別さけ定第37号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(163)	別さけ定第38号	
(164)	別さけ定第39号	
(165)	別さけ定第40号	
(166)	別さけ定第41号	
(167)	別さけ定第42号	
(168)	別さけ定第43号	
(169)	別さけ定第44号	
(170)	別さけ定第45号	
(171)	別さけ定第46号	
(172)	別さけ定第47号	
(173)	別さけ定第48号	
(174)	風さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(175)	風さけ定第2号	
(176)	風さけ定第3号	
(177)	風さけ定第4号	
(178)	風さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(179)	温さけ定第1号	
(180)	温さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(181)	根さけ定第1号	
(182)	根さけ定第2号	
(183)	根さけ定第3号	
(184)	根さけ定第4号	
(185)	根さけ定第5号	
(186)	根さけ定第6号	
(187)	根さけ定第7号	
(188)	根さけ定第8号	
(189)	根さけ定第9号	
(190)	根さけ定第10号	
(191)	根さけ定第11号	
(192)	根さけ定第12号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(193)	根さけ定第13号	
(194)	根さけ定第14号	
(195)	根さけ定第15号	
(196)	根さけ定第16号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(197)	根さけ定第17号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(198)	根さけ定第18号	(2) 7月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(199)	根さけ定第19号	(3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。
(200)	根さけ定第20号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(201)	根さけ定第21号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(202)	根さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(203)	根さけ定第23号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(204)	根さけ定第24号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(205)	根さけ定第25号	(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(206)	根さけ定第26号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(207)	根さけ定第27号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(208)	根さけ定第28号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(209)	根さけ定第29号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(210)	根さけ定第30号	(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(211)	根さけ定第31号	(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(212)	根さけ定第32号	(6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(213)	根さけ定第33号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(214)	根さけ定第34号	
(215)	根さけ定第35号	
(216)	根さけ定第36号	
(217)	根さけ定第37号	
(218)	根さけ定第38号	
(219)	根さけ定第39号	
(220)	羅さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(221)	羅さけ・ます定第2号	(2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。
(222)	羅さけ・ます定第3号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(223)	羅さけ・ます定第4号	
(224)	羅さけ・ます定第5号	
(225)	羅さけ・ます定第6号	
(226)	羅さけ・ます定第7号	
(227)	羅さけ・ます定第8号	
(228)	羅さけ・ます定第9号	
(229)	羅さけ・ます定第10号	

区分	漁場番号	条件
(230)	羅さけ・ます定第11号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(231)	羅さけ・ます定第12号	(2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。
(232)	羅さけ・ます定第13号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することが
(233)	羅さけ・ます定第14号	あります。